

芽室町一般不妊治療費助成事業のご案内

芽室町では、不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を図ることを目的として、不妊治療費助成事業を実施しています。令和4年度からは、これまで助成を行っている特定不妊治療に加え、一般不妊治療（不妊検査、タイミング療法、人工授精など）についても助成対象となります。

対象となる治療

- 不妊検査、タイミング療法、人工授精、薬物療法、手術療法等、その他医師が必要と認める一般不妊治療及び検査が対象となります。
- なお、保険適用、適用外問わず治療に要した自己負担額に対し助成します。（上限あり）
- ※夫婦以外の第三者から提供を受けた精子・卵子・胚による不妊治療や、代理母、借り腹によるものは対象となりません。

対象者

- 夫婦のいずれかが芽室町に住所がある方
- 婚姻をしている夫婦（事実婚の場合は別途申立書の提出が必要）
- 他の市町村から、同様の助成を受けていないこと、受ける見込みがないこと
- 夫婦ともに町税の滞納をしていないこと

助成の内容（額）

- 対象となる治療にかかる費用の自己負担分を1年度につき10万円を限度に助成します。
- 助成の対象となる1年度は、4月診療分から3月診療分までです。

助成の手続き

申請する方は、芽室町役場子育て支援係に申請してください。

申請に必要なもの

- 芽室町一般不妊治療費助成金申請書
 - 芽室町一般不妊治療費助成受診等証明書 ※医療機関で証明を受けてください
 - 医療機関及び薬局（院外処方有の場合）が発行した治療に係る領収書
 - 高額療養費支給決定通知書の写し（該当する場合）
 - 付加給付金の金額が確認できるものの写し（該当する場合）
 - 口座確認できるものの写し
 - 住民票謄本（記載事項の省略していないもの）
 - 戸籍謄本、その他婚姻関係を証明できる書類
 - 町税に滞納がない証明書
 - その他町長が必要と認める書類
- ※住民基本台帳、町税の納付状況の閲覧等に同意された方は提出不要です

詳細は下記までお問い合わせください。

＜申請・お問い合わせ先＞

芽室町東2条2丁目14番地 芽室町役場
子育て支援課 子育て支援係 TEL：62-9733